

岐阜県における特定非営利活動促進法の運用方針

平成 20 年 4 月 1 日

平成 26 年 3 月 17 日 改訂

岐阜県環境生活部環境生活政策課

(趣旨)

平成 10 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）は、自由な社会貢献活動を行う特定非営利活動団体に対して、容易に法人格を付与することを通じて、その活動を促進することを目的としています。

また、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の自主性と自律性を尊重する観点から、行政の関与をできるだけ抑制し、事業報告書等を広く情報公開することにより、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考え方が取られています。

平成 24 年 4 月には同法制定後初めての大幅な改正が施行され、認証制度の使いやすさと信頼性の向上が図られています。

岐阜県においても、これまでに多くの団体がNPO法人として法人格を取得し、各地域で多様な社会貢献活動を展開しており、県では、NPO法人の活動を広く県民に知っていただくため、事業報告書等をホームページで公開するなど情報公開を進めてきました。

NPO法においては、所轄庁は設立認証の申請が法定の認証基準に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならないとされ、申請者自らが認証基準に適合していることを積極的に示すことが求められています。

一方、法人格取得の方法が簡便なため、NPO法人制度の濫用が懸念されており、健全な社会貢献活動を行っている他のNPO法人に対する信頼を低下させるおそれがあります。

このため、県では、内閣府が策定した「NPO法の運用方針（平成 15 年 3 月 25 日）」を基本としつつ、「岐阜県における特定非営利活動促進法の運用方針」を改訂することとしました。

今後もNPO法人の行う自由な社会貢献活動を確保しつつ、行政が関与する部分を明確にし、適正な法人運営と特定非営利活動の健全な発展を促進していきます。

1 「主たる目的」及び「非営利性」の法定要件への適合性

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（法第2条第2項）とすること、「営利を目的としないものであること」（法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層透明性を確保するため、以下のものを運用上の判断基準とします。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要があります。ただし、法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査（以下「報告徴収等」といいます。）の対象となり得る監督関係の運用上の判断基準については、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさない事業年度がやむなく生じる場合も考慮することとします。

（1）定款に記載する内容

〈運用上の判断基準〉

○認証基準

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款にそれぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

〈説明〉

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書です。

NPO法では、法第11条第1項に「目的（同項第1号）」、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類（同項第3号）」、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項（同項第11号）」等を記載しなければならないとされています。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要です。

また、定款に記載されている目的及び特定非営利活動の種類と事業の内容に関連性があることが、客観的に分かるよう明確に記載されていることが必要です。

（注）特定非営利活動の種類は、別表の文言と一致しており、かつ別表に掲げる活動のいずれかに該当することが明らかであること

（2）特定非営利活動事業とその他の事業の支出規模

〈運用上の判断基準〉

①認証基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

ただし、この基準を満たさない合理的な理由が明確な場合はこの限りでない。

②報告徴収等の対象となり得る監督基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

〈説明〉

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められています。

その一方で、NPO法人は、「特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）」を行うことが認められています。

しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものです。

したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要です。

（注）「この基準を満たさない合理的な理由が明確な場合」の例

設立初年度等において、その期間の大半を準備期間に充てていたため、特定非営利活動に係る事業が実施できなかった場合

（3）その他の事業

ア 経営

〈運用上の判断基準〉

- ① 認証基準
 - a その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。
 - b その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る会計から、資金の繰入れが行われる計画となっていないこと。

- ② 報告徴収等の対象となり得る監督基準
 - a その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。
 - b その他の事業において、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計からの資金の繰入れを行った場合。

〈説明〉

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものです。

その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、その他の事業を行うための資金を特定非営利活動に係る事業会計から繰り入れることはできません。

事業計画又は事業報告において、その他の事業が赤字計上されている場合や、特定非営利活動に係る会計からの資金の繰入れが継続的に行われている場合は、「支障がない限り」行われているとはいえません。

イ 収益

〈運用上の判断基準〉

① 認証基準

その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

② 報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていない場合。

〈説明〉

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」（法第5条第1項）とされています。

したがって、その収益は特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要です。

（４）事業費と管理費

〈運用上の判断基準〉

① 認証基準

管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

ただし、この基準を満たさない合理的な理由が明確な場合は、この限りではない。

② 報告徴収等の対象となり得る監督基準

管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

〈説明〉

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められています。

また、「営利を目的としない」（法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益を構成員個人に分配することを目的としないことも求められています。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員の報酬、職員の人件費などNPO法人の内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはなりません。

したがって、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の合計）の2分の1以下であることが必要です。

（注）「この基準を満たさない合理的な理由が明確な場合の例」

ボランティア（無償）のため人件費を必要とせず、相対的に事務所経費等の管理費の支出が高くなっている場合など

※ 管理費

管理費とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等があげられる。

なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

※ 事業費

事業費とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいう。

事業費の例としては、当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用があげられる。

【参考】「営利を目的としない」の考え方

「営利を目的としない（非営利）」とは、NPO法人の構成員等に対する経済的利益の追求を行わず、利益を分配したり、財産を還元したりしないことを意味する。

例えば、「利益が出たから賞与を支払うこと」や「配当や拠出金の還元を前提とする出資金」は、非営利に違反することとなる。

2 定款変更に係る認証事務の運用について

定款変更に関する認証申請は、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の箇所の確認は行わないものとします。

なお、この場合、仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に変更がなされていたとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、申請に遺漏のないよう注意が必要です。

3 市民への説明要請の実施

(1) 趣旨

NPO法は、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきものであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」としています。

ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されています。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望ましいと思われれます。

これにより、市民にとって、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるという機会が提供されることとなります。

また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられることとなります。

行政としてもこうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要と思われれます。

そこで、市民から情報提供がなされた場合に、所轄庁として、当該NPO法人に対し、NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する（以下「市民への説明要請」という。）ことができるものとしします。

そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点も加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による説明の内容につき、基本的にすべて公開することとしします。

(2) 実施方法

ア 「市民への説明要請」を実施する場合

「市民への説明要請」は、あくまで市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかったということだけで不利益に取り扱われるものではありません。

ただし、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられます。

① 認証段階では、市民からの情報提供等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されていると認められない場合に実施することができるものとしします。

② 監督段階では、報告徴収・立入検査（法第41条第1項）、改善命令（法第42条）の対象となり得る要件が認められた場合に限って実施することができるものとしします。

- ③ 定款変更の認証に関し、法第 25 条第 5 項は、法第 12 条に定める設立の認証基準を準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解されます。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証と同様に「市民への説明要請」を実施することができるものとします。

イ 「市民への説明要請」の内容

NPO 法人に対しては、概ね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施するとともに、実施された説明内容（対外的に公表されたもの）を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付するよう文書をもって要請することができるものとします。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもありません。

- ① 提供された情報内容等に関する事実関係
- ② 認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項
- ③ 監督段階においては、報告徴収・立入検査、改善命令の対象とならないことを示す事項

ウ 「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該 NPO 法人の検討に委ねられるものであると考えられます。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮するものとします。

- (例)・申請者の住居所や当該 NPO 法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・当該 NPO 法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
 - ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられます）

エ 監督における「市民への説明要請」の活用

監督を行う際にも、上述した市民間あるいは市民と当該 NPO 法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を活用することができるものとします。

具体的には、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができると規定されています（法第 41 条第 1 項）。

その報告の内容に関し、当該 NPO 法人に対し「市民への説明要請」を行うことができるものとします。

また、NPO 法人が法第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができると規定されています（法第 42 条）。

それを行う際には、所轄庁は、当該 NPO 法人に対し是正措置を採ることを命じるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うことができるものとします。

(3) 「市民への説明要請」を実施する判断基準

ア 基本的には個々の実例に応じ、個別に判断することとなりますが、

- ・ 情報提供の件数
- ・ 情報提供の内容の合理性
- ・ 客観的証拠の有無
- ・ 情報提供者の属性（当該団体との利害関係の有無、同一グループによる情報か否か等）

等を総合的に考慮して判断することとします。

イ 情報提供の件数については、過去の事例を踏まえ単なる問合せの件数を除き、

- ・ 複数者から
- ・ 概ね5件程度
- ・ 法令等に違反することをうかがわせる具体的な情報の集積があれば、「市民への説明要請」を実施することとします。

ウ 特に悪質で緊急の対応を要することがうかがえる内容の場合には、件数にかかわらず速やかに対応するものとします。

エ 「市民への説明要請」を実施した後、報告徴収や改善命令等のNPO上の監督を実施した場合において、当該法人が報告や改善措置等を行わない場合は、その点についても公表するものとします。

4 事業報告書等の提出がないNPO法人への対応

(1) 趣旨

NPO法人は、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書等をすべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが義務付けられています。

所轄庁へ事業報告書等を提出しないことは、広範な情報公開制度を設けることにより市民によるチェックを行うことを重視するNPO法人制度の根幹に関わります。

このため、事業報告書等の提出がないNPO法人について、下記のとおり取り扱うこととします。

- ① 提出期限経過後速やかに電話・FAX等による督促を行います。
- ② ①の督促後提出されない場合は、1回目の督促書を送付します。
- ③ ②の督促書送付後2月以内に提出がない場合は、2回目の督促書を送付します。
- ④ ③の督促後1月以内に提出がない場合は、管轄地方裁判所に過料事件の通知をします。
- ⑤ 3年以上にわたり提出がない法人は、法第43条第1項の規定により設立の認証取消の対象となるため、岐阜県行政手続条例に基づく聴聞を開催し、設立の認証取消の手続きをします。取消しを行った場合は「法人の名称、取消原因、根拠法令及び取消年月日」を県のホームページで公開することとします。

(2) スケジュール表

◇1年目、2年目、3年目

各 年	期 日	対 応	例		
			1年目 (22年度分)	2年目 (23年度分)	3年目 (24年度分)
		【事業年度終了】	23.3.31	24.3.31	25.3.31
		【3月後が提出期限】	23.6.30	24.6.30	25.6.30
1年目 2年目	3月 経過時点	「事業報告書等」未提出 電話・FAX・文書のいずれかで督促 第1回督促書 (代表者あて) 過料に関する規定を記載	23.7.1 23.10月上旬	24.7.1 24.10月上旬	25.7.1 25.10月上旬
	5月 経過時点	第2回督促書 (代表者あて) 提出期限(1月後)を経過した場合、 過料事件の通知を行う旨を記載	23.12月上旬	24.12月上旬	25.12月上旬
	6月 経過時点	過料事件通知 管轄地方裁判所に過料事件の通知	24.1月中旬	25.1月中旬	
3年目	6月 経過後	認証取消 上記2回目の督促書の発出後 特定非営利活動法人名等の公表 (行政手続法による聴聞を経て認証取消)			26.1月中旬～

5 設立登記を行わない団体に対する認証取消

(1) 趣旨

平成 24 年 4 月から施行された改正特定非営利活動促進法により、所轄庁は設立の認証を受けた者が、認証があった日から 6 月を経過しても設立の登記を行わない場合は、その設立の認証を取り消すことができることになりました（法第 13 条第 3 項）。

岐阜県では、設立の認証を受けたものの設立の登記を行わない団体は、法人設立の意思がないものとして、下記により設立の認証取消をします。

なお、法改正前（平成 24 年 3 月 31 日以前）に認証を受けた団体についても、同様とします。

(2) 実施方法

- ① 設立認証後、2 月経過しても「設立登記完了届出書」の提出がない場合は、設立代表者等に対して、電話にて催告を行います。
- ② ①の催告から 1 月経過しても提出がない場合は、設立代表者に対して、督促書を送付します。
- ③ 認証日から 6 月を経過しても提出がない場合は、法務局に登記状況の確認を行います。
- ④ ③において、設立の登記が完了していることを確認した場合は、当該法人に対して、届出書が提出されていないことについて確認を行い、報告徴収や県民への説明要請等の必要な措置を行います。
- ⑤ ③において、設立の登記が完了していないことを確認した場合は、特定非営利活動促進法第 13 条第 3 項に基づき、設立の認証取消手続きを開始します。

【参考（特定非営利活動促進法）】

第 13 条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

時期	対応	例
認証		24. 3. 31
認証後 2 月経過時点	「設立登記完了届出書」未提出 設立代表者に対して電話で督促	24. 6. 1
催告から約 3 月経過時点	設立代表者に対して督促書	24. 7. 1
認証から 6 月経過後	当該団体の登記状況を法務局に確認 認証取消 (行政手続法による聴聞を経て認証取消)	24. 11. 1